

社会福祉法人七飯有隣会 役員等報酬等支給基準

（目的）

第1条 この基準は、社会福祉法第45条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法人七飯有隣会（以下「この法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する支給基準を定めることを目的とする。

（報酬等の定義）

第2条 この基準において「報酬等」とは、名目のいかんを問わず、役員等の職務執行の対価として支給する総ての金銭をいう。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が負担した業務上の交通費等の実費については、第6条に定める費用弁償として支給し、報酬等には含めない。

（報酬の支給）

第3条 この法人の役員等のうち、常勤役員には月額報酬を支給し、非常勤役員には出席手当（日額報酬）を支給する。

2 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

（役員等の報酬等）

第4条 役員等の報酬は、勤務形態及び職務の責任を勘案し、次のとおり支給する。

- (1) 非常勤理事長：法人の代表及び業務執行の総括に対する対価として、月額20万円から50万円以内において、理事会の決議を経て決定する。
- (2) 上記以外の非常勤役員等は、無報酬とする。

（非常勤役員の報酬）

第5条 非常勤役員がこの法人の理事会、監事監査、その他法人の業務のために招集された会議等に出席したときは、次のとおり出席手当（日額報酬）を支給する。

- ・ 理事：出席1回につき5,000円
- ・ 監事：出席又は監査1日につき5,000円
- ・ 評議員：出席1回につき5,000円
- ・ 評議員選任・解任委員：出席1回につき5,000円

2 同一日に複数の会議等に出席した場合であっても、支給は1日につき1回分とする。

(費用弁償)

第6条 役員等がこの法人の業務のために旅行（会議等への出席を含む）したときは、その移動に要した交通費、宿泊費等については、旅費規程に準ずる。

2 前項の実費支給にあたっては、領収書等の提出を求めるものとする。ただし、公共交通機関の利用等で領収書の発行が困難な場合は、旅費精算書の提出をもってこれに代えることができる。

(公表)

第7条 この法人は、この基準を社会福祉法第59条の2の規定に基づき、インターネットの利用（法人のホームページ等）により一般に公表するものとする。この基準を変更した場合も同様とする。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この基準は、令和8年6月26日から施行する。